

## 杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱

平成25年8月23日  
杉教第5897号

改正 平成26年8月22日杉教第6028号  
平成30年9月28日杉教第5684号  
令和2年8月25日杉教第4324号  
令和5年8月14日杉教第4666号

平成27年9月1日杉教第7292号  
令和元年10月1日杉教第5774号  
令和4年8月25日杉教第5104号  
令和7年11月17日杉教第8116号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び杉並区立学校の指定通学区域に関する規則（昭和41年杉並区教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した杉並区立小学校又は中学校の変更（以下「指定校変更」という。）に関する保護者の申立てに係る審査について、必要な審査基準及び事務処理手続を定めるものとする。

### (申立て)

第2条 指定校変更の申立てをしようとする者（以下「申立者」という。）は、指定校変更申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）及び別表第1に定める指定校変更審査基準の区分に応じた添付書類を、教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、小学校及び中学校の新入学生に係る申立てのときは、教育委員会が指定する期間（以下「申立期間」という。）内に提出するものとする。
- 3 前項に定める申立期間後であっても、転居等教育委員会が必要と認める場合は申立てを行うことができる。ただし、別表第1に定める指定校変更審査基準第7号の項に該当する場合を除く。

### (審査)

第3条 教育委員会は、申立書を受理したときは、別表第1に定める指定校変更審査基準により、速やかにその申立内容について審査をしなければならない。

### (認定又は不認定)

第4条 教育委員会は、前条の審査の結果、申立内容が別表第1に定める指定校変更審査基準に該当するときは、指定校変更の申立てを認定し、申立者に対し、指定校変更認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校変更を認定しないものとし、申立者に対し、指定校変更不認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
  - (1) 前条の審査の結果、申立内容が、別表第1に定める指定校変更審査基準に該当しないと認めること。
  - (2) 指定校変更の申立てを認定することにより、教室数が不足し学習環境の著しい低下を招くおそれがあると認めるとき。
  - (3) その他教育委員会が学校の運営に支障があると認めるとき。

### (処理期間)

第5条 前条の規定による通知は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。ただし、第2条第2項の規定による申立ての場合は、申立期間が終了した日の翌日から起算して20日以内に通知するものとする。

### (意見聴取等)

第6条 教育委員会は、第3条の審査に当たり、必要に応じて、関係する学校の校長等から意見を聴取し、又は事実関係の照会を行うことができる。

- 2 前項の場合において、別表第1に定める指定校変更審査基準第7号の項の認定事由に係る申立ての審査については、教育委員会は、申立者が就学を志望する学校の校長の意見を聴かなければならない。

### (校長への通知)

第7条 教育委員会は、指定校変更の申立てを認定したときは、指定校変更通知書（第4号様式）により、新たに指定した学校の校長に通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 申立者が、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 別表第1に定める指定校変更審査基準に該当しなくなったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、児童又は生徒が就学すべき学校を指定するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準（杉教学発第734号）の規定により認定を受けている指定校変更については、なお従前の例による。

附 則（平成26年8月22日杉教第6028号）

1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成27年9月1日杉教第7292号）

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年9月28日杉教第5684号）

1 この要綱は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年10月1日杉教第5774号）

1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年8月25日杉教第4324号）

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、指定校変更認定通知書（第2号様式）、指定校変更通知書（第4号様式）、志望理由書（小学校用）（第5号様式）及び志望理由書（中学校用）（第6号様式）については、令和2年12月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和4年8月25日杉教第5104号）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和5年8月14日杉教第4666号）

1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和7年11月17日杉教第8116号）

1 この要綱は、令和7年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の要綱の規定による指定校変更に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第2条から第4条まで、第6条及び第8条関係）

指定校変更審査基準				
号	認定事由	添付書類	対象	備考
1	転居その他居住地の変更に関する事情による場合 (1) 在学中に転居し、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合	賃貸借契約書、建築請負契約書等の写し	小学校及び中学校の在校生	
	(2) 家の建替え等の一時的な転居で、1年以内に再度の転居の予定があり、引き続き現に在籍している学校への就学を希望する場合			
	(3) 1年以内に転居の予定があるため、あらかじめ転居予定地の指定校への就学を希望する場合		小学校及び中学校の新入学生及び在校生	
2	児童又は生徒の兄弟姉妹が現に在籍する学校への就学を希望する場合		小学校及び中学校の新入学生	
3	児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合 (1) 心身の障害や病虚弱のため通学距離等に配慮する必要がある場合	診断書、障害者手帳等	小学校及び中学校の新入学生及び在校生	
	(2) 慢性疾患等により定期的な通院が必要であり、病院に最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合	診断書、障害者手帳等 通院先、通院頻度等がわかるもの		
4	保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合 (1) 保護者が長期療養、介護等のため、児童又は生徒が住所地以外で保護されることに伴い、保護先の指定校への就学を希望する場合	預かり証明書及び 預かり先の住所が確認できるもの 疾病や介護等の状況が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生	
	(2) 保護者の就労等のため、児童が放課後に保護者の親族・知人の居所又は保護者の勤務先で過ごすため、その所在地の指定校への就学を希望する場合	就労証明書 預かり証明書及び 預かり先の住所が確認できるもの	小学校の新入学生及び在校生（現1年生～3年生）	
	(3) 保護者の離婚、別居等の理由により、児童又は生徒が住所地以外で生活しており、その居住地の指定校への就学を希望する場合	事件係属証明書等 預かり証明書及び 預かり先の住所が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生	
5	いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合 (1) いじめ・不登校等により在籍している学校への通学が困難な状況にあり、特に配慮を必要とする場合		小学校及び中学校の在校生	
	(2) 学校入学時において、保育園、幼稚園、小学校等におけるいじめ等が理由で指定校に就学することが困難であり、特		小学校及び中学校の新入学生	

に配慮を必要とする場合					
6	住所地から指定校までの道のりが、住所地から最も近い隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合	住所地から指定校及び隣接校までの経路を書いた地図	小学校の新入学生	※	
7	学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合	志望理由書（小学校用） (第5号様式) 志望理由書（中学校用） (第6号様式)	小学校及び中学校の新入学生	※	
8 その他 (1) 杉並区立桃井第二小学校の指定通学区域で杉並区立井荻中学校及び杉並区立天沼中学校が指定校となる区域の特例措置に該当する場合			中学校の新入学生	特例措置の内容は別表第4のとおり	
(2) 施設一体型小中一貫教育校に在籍する場合 (杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立高円寺小学校)			中学校の新入学生	特例措置の内容は別表第5のとおり	
(3) 第1号から第7号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合			事実を確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生	

#### 付記

- 指定校の変更に伴う通学時間は、小学校の場合は40分以内、中学校の場合は60分以内とし、通学途上における児童又は生徒の安全については保護者が責任を持つこと。
- 通学は徒歩によるものとするが、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、公共交通機関により通学することができる。
- 施設一体型小中一貫教育校は、小中学校を一つの学校として取り扱う。
- 指定校変更審査基準の備考欄に※がある事由により申立てのできる学校の範囲は、別表第2で定める指定校に隣接する学校とする。ただし、西荻北三丁目5番から11番までに居住する杉並区立松庵小学校卒業予定児童は杉並区立西宮中学校へ、高井戸東四丁目3番から21番までに居住する杉並区立高井戸小学校卒業予定児童は杉並区立富士見丘中学校へ、指定校変更審査基準第7号の項の認定事由による申立てを行うことができる。
- 指定校変更審査基準第7号の項の認定事由に係る審査基準については別表第3のとおりとし、各学校の受入人数は、学校の状況等により教育委員会が別に定める。

別表第2（別表第1の第6号及び第7号関係）

指定校	隣接校							
杉並第一	杉並第六	杉並第七	杉並第九	馬橋	天沼			
杉並第二	杉並第六	杉並第七	西田	東田	高井戸	浜田山	松ノ木	
杉並第三	杉並第十	高円寺						
杉並第	杉並第	杉並第	杉並第	東田	馬橋	堀之内	高円寺	

六	一	二	七					
杉並第七	杉並第一	杉並第二	杉並第六	西田	桃井第二	天沼		
杉並第九	杉並第一	馬橋	桃井第五	沓掛	天沼			
杉並第十	杉並第三	堀之内	和田	済美	高円寺			
西田	杉並第二	杉並第七	桃井第二	荻窪	高井戸			
東田	杉並第二	杉並第六	堀之内	松ノ木				
馬橋	杉並第一	杉並第六	杉並第九	高円寺				
桃井第一	桃井第二	桃井第三	四宮	井荻	沓掛	三谷	天沼	
桃井第二	杉並第七	西田	桃井第一	桃井第三	荻窪	天沼		
桃井第三	桃井第一	桃井第二	荻窪	井荻	高井戸第四	松庵		
桃井第四	井荻	三谷						
桃井第五	杉並第九	四宮	沓掛	八成				
四宮	桃井第一	桃井第五	沓掛	八成	三谷			
荻窪	西田	桃井第二	桃井第三	高井戸	高井戸第四	久我山		
井荻	桃井第一	桃井第三	桃井第四	松庵	三谷			
沓掛	杉並第九	桃井第一	桃井第五	四宮	天沼			
高井戸	杉並第二	西田	荻窪	浜田山	富士見丘	高井戸東	久我山	
高井戸第二	高井戸第四	松庵	富士見丘	久我山				
高井戸第三	浜田山	高井戸東	永福					
高井戸第四	桃井第三	荻窪	高井戸第二	松庵	久我山			
松庵	桃井第三	井荻	高井戸第二	高井戸第四				
浜田山	杉並第二	高井戸	高井戸第三	松ノ木	高井戸東	永福		
富士見丘	高井戸	高井戸第二	高井戸東	久我山				
大宮	方南	済美	松ノ木	永福	新泉和泉			
堀之内	杉並第一	杉並第一	東田	済美	松ノ木	高円寺		

	六	十						
和田	杉並第十	方南	済美					
方南	大宮	和田	済美	新泉和泉				
済美	杉並第十	大宮	堀之内	和田	方南	松ノ木		
八成	桃井第五	四宮						
三谷	桃井第一	桃井第四	四宮	井荻				
松ノ木	杉並第二	東田	浜田山	大宮	堀之内	済美	永福	
高井戸東	高井戸第三	高井戸	浜田山	富士見丘				
久我山	荻窪	高井戸	高井戸第二	高井戸第四	富士見丘			
天沼	杉並第一	杉並第七	杉並第九	桃井第一	桃井第二	沓掛		
永福	高井戸第三	浜田山	大宮	松ノ木	新泉和泉			
新泉和泉	大宮	方南	永福					
高円寺	杉並第三	杉並第六	杉並第十	馬橋	堀之内			

	指定校	隣接校						
中学校	高南	松ノ木	和田	高円寺				
	杉森	阿佐ヶ谷	天沼	東原	高円寺			
	阿佐ヶ谷	杉森	東田	松渓	天沼	松ノ木	高円寺	
	東田	阿佐ヶ谷	松渓	高井戸	松ノ木			
	松渓	阿佐ヶ谷	東田	天沼	井荻	神明	宮前	高井戸
	天沼	杉森	阿佐ヶ谷	松渓	東原	中瀬	井荻	神明
	東原	杉森	天沼	中瀬				
	中瀬	天沼	東原	井荻	井草			
	井荻	松渓	天沼	中瀬	井草	荻窪	神明	
	井草	中瀬	井荻	荻窪				
	荻窪	井荻	井草	神明				
	神明	松渓	天沼	井荻	荻窪	宮前	西宮	
	宮前	松渓	神明	富士見丘	高井戸	西宮		
	富士見丘	宮前	高井戸	西宮				
	高井戸	東田	松渓	宮前	富士見丘	向陽	松ノ木	大宮

向陽	高井戸	大宮	和泉					
松ノ木	高南	阿佐ヶ谷	東田	高井戸	大宮	和田	高円寺	
大宮	高井戸	向陽	松ノ木	泉南	和田	和泉		
泉南	大宮	和田	和泉					
和田	高南	松ノ木	大宮	泉南				
西宮	神明	宮前	富士見丘					
和泉	向陽	大宮	泉南					
高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木				

別表第3（別表第1の第7号関係）

指定校変更審査基準第7号の項の認定事由に係る審査基準			
志望理由書の質問項目	審査項目	審査の視点	配点
指定校ではなく、この学校を志望した理由は何ですか。	志望動機の妥当性	<input type="radio"/> 志望動機が具体的であるか。 <input type="radio"/> 志望動機に意欲が感じられるか。	A 5点、B 4点、C 3点、D 2点、E 0点
志望する学校の特色はどのようなところですか。	学校の特色をつかむ観察力	<input type="radio"/> 特色ある教育活動を具体的に把握しているか。 <input type="radio"/> 指定校にはない特色となっているか。	A 5点、B 4点、C 3点、D 2点、E 0点
志望する学校の特色ある教育活動等について、情報をどのように収集しましたか。	学校の特色を収集する行動力	<input type="radio"/> 情報収集活動から、志望校への熱意は感じられるか。 <input type="radio"/> 情報収集に工夫が見られるか。	A 5点、B 4点、C 3点、D 2点、E 0点
その特色ある教育活動を、今後の学校生活にどう生かしていきたいですか。	積極的な姿勢	<input type="radio"/> 特色ある教育活動を生かしていくとする積極性が見られるか。 <input type="radio"/> 今後の学校生活に生かすための具体性があるか。	A 5点、B 4点、C 3点、D 2点、E 0点
	総合評価		A : 9、10点 B : 7、8点 C : 5、6点 D : 1～4点 E : 0点
		計	30点満点

※1 配点については、A：非常に評価できる、B：評価できる、C：ある程度評価できる、D：あまり評価できない、E：評価できないとする。

※2 総合評価は、個々の審査項目の評価を踏まえ、全体的な観点から評価する。

※3 認定可能な基準を10点以上とし、受入人数の上限に達していない場合でも、9点以下は不認定とする。

別表第4（別表第1の第8号(1)関係）

対象区域	指定校		対象者と内容
	小学校	中学校	
上荻二丁目 1～4、7～10、14、15、21	桃井第二小学校	井荻中学校	○桃井第二小学校の卒業予定者 神明中への入学に配慮
上荻二丁目16～20	桃井第二小学校	天沼中学校	○桃井第二小学校の卒業予定者 神明中への入学に配慮

別表第5（別表第1の第8号(2)関係）

対象者と内容
○新泉和泉小学校（小中一貫教育校）の卒業予定者 和泉中学校（小中一貫教育校）への入学に配慮
○高円寺小学校（小中一貫教育校）の卒業予定者 高円寺中学校（小中一貫教育校）への入学に配慮

様式 略